

**『R6.4.2 以降』にあかちゃん生まれる予定のご家族の方へ **

育児休業中のきょうだいの継続入園の 条件が変わります

妊娠したら…

妊娠すると、「保育の要件」が変わります。

下野市では、「産前8週が属する月の初日から産後8週の属する月の翌月末まで」を『妊娠・出産期間』として保育要件の認定をしています。※下の図を参照ください。母子手帳が交付されましたら、『妊娠・出産要件』への変更手続きが必要です。



育児休業を取得すると…

『妊娠・出産期間』終了後に育児休業を取得する場合、育児休業の取得期間によって在園中のきょうだいが継続入園できるかどうかが決まります。

～☆ 令和6年度から下の表のとおり条件を変更します ☆～

令和6年4月2日以降に出産された方が対象です

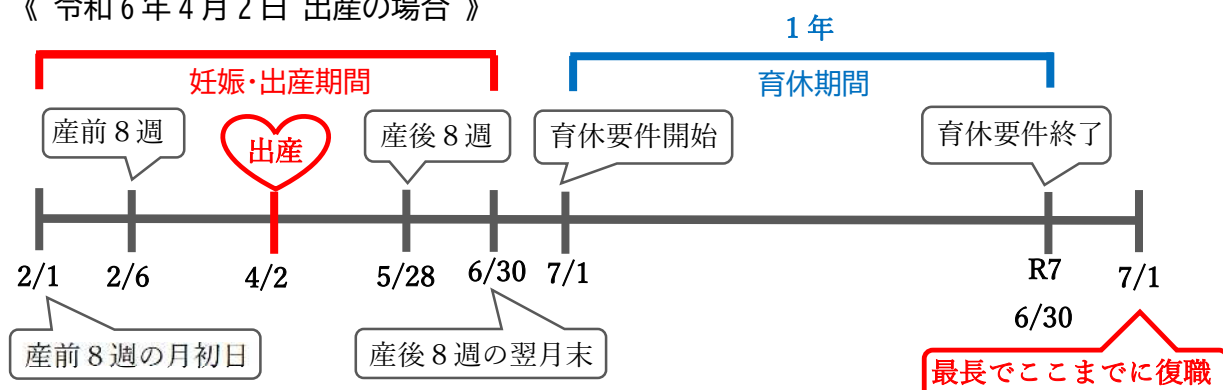
※R6.4.1 以前に出産された方は対象外となりますので、ご了承ください。



クラス	令和5年度まで	令和6年度から
0歳児 1歳児	妊娠・出産期間終了後6か月以内の職場復帰を条件に継続入園が可能	上の子の年齢にかかわらず、妊娠・出産期間終了後1年以内の職場復帰を条件に継続入園が可能
2歳児以上	妊娠・出産期間終了後1年以内の職場復帰を条件に継続入園が可能	

- 継続入園を希望の場合、出生後在園中の園に届出が必要です。
- 上記の期間以上に育児休業を取得する場合、妊娠・出産期間が終了した時点で退園となります。

《 令和6年4月2日 出産の場合 》



○● 各種手続きについては、在園中の各園にお問い合わせください ●○